

大子町自動車急発進抑制装置整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者による交通事故の防止、被害の軽減及び安全運転意識の向上を図るため、自動車に踏み間違い等による急発進抑制装置を整備した者に対し、予算の範囲内において自動車急発進抑制装置整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大子町補助金等交付規則（平成22年大子町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、自動車急発進抑制装置とは、前進時又は後退時において、アクセルペダルを強く踏み込んだ場合は警告ブザー等で知らせるとともに、アクセルを解除し、ブレーキを作動させる装置をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 町税等を滞納していない者
- (3) 交付申請時において70歳以上であり、かつ、運転免許証を保有している者

2 補助金の交付を受けることができるのは、1人につき1台1回限りとする。ただし、自動車の買い替えに伴い、新たに自動車急発進抑制装置を整備するときは、この限りではない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、整備に要する経費とし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

- (1) 未使用品であること。
- (2) 後から車載又は整備したものであること。
- (3) 商業に使用しないものであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、20,000円を限度とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、

これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自動車急発進抑制装置整備費補助金交付申請書兼請求書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 自動車検査証の写し
- (4) 自動車急発進抑制装置の機能が確認できる書類
- (5) 整備前及び整備後の写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付手続の省略)

第7条 規則第18条の規定により、規則第10条に規定する実績報告及び規則第11条に規定する補助金等の額の確定の手続を省略するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。